



2013年5月8日

各 位

会社名 参 天 製 薬 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 黒川 明
(コード番号 4536 東証・大証第1部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーショングループ グループマネージャー 日比 貴史
(TEL 06-6321-7007)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)に関するお知らせ

参天製薬株式会社は、2013年5月8日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、「取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与する件」を、2013年6月25日開催予定の第101期定時株主総会に下記の内容にて付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 理由

当社は、中長期目標業績の達成や、企業価値の向上に報いる要素を拡充することを目的に幹部報酬制度の見直しを行いました。

本議案は、その一環として、当社取締役(社外取締役を除きます。)に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、この新株予約権の額は、当社の取締役に対する報酬等として、平成22年6月23日開催の第98期定時株主総会にてご承認いただきました取締役の報酬枠年額430百万円とは別枠で設定するものです。第101期定時株主総会に付議する取締役選任議案が承認可決された場合、新株予約権が付与されることになる取締役は2名となります。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

(1) 目的である株式の種類

当社普通株式とする。

(2) 目的である株式の数

新株予約権1個あたり当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式無償割当、株式分割または株式の併合を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

3. 新株予約権の総数

600個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額 1 円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後 3 年を経過した日から新株予約権の割当日後 10 年を経過した日までとする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の行使時において、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の 1 単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
- (4) その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(ご参考)

当社は、取締役を兼務しない執行役員に対しても、同種類のストック・オプションを発行することを予定しております。第 101 期定時株主総会の日から 1 年以内に取り締役を兼務しない執行役員に対して発行する新株予約権は、1,000 個を上限といたします。

以 上